

# 火災・風水害の罹災者に対する援護一覧表

令和7年4月現在

## 弔慰金

火災や風水害が原因でお亡くなりになった区民に対し、遺族または実際に葬儀を行った方に支給いたします。

【問合せ先】防災課 啓発・支援担当 TEL5742-7651

## 見舞金

■火災（住宅） 住宅の半分以上が焼失、もしくは消火に使用した水による浸水被害を受け、居住することができなくなった場合に支給いたします。※故意による場合は支給いたしません。

■風水害（住宅） 居住部分の床上または床下に浸水した場合に支給いたします。

■風水害（事業所） 床上以上に浸水し、商品や業務に係わる設備に被害が生じた場合に支給いたします。

【問合せ先】防災課 啓発・支援担当 TEL5742-7651

## 見舞品

罹災状況を確認後、程度により毛布などの見舞品をお渡しします。

【問合せ先】防災課 啓発・支援担当 TEL5742-7651

## り災・被災証明

■火災 り災証明（建物の焼損・水損、建物内の収容物の焼損・水損）、り災証明以外の実事証明

【問合せ先】品川消防署 TEL3474-0119 / 大井消防署 TEL3765-0119 / 荏原消防署 TEL3786-0119

■風水害

（1）事業所用 災害原因、り災年月日、り災場所、家屋等種類、り災程度の証明

（2）個人用 災害原因、り災年月日、り災場所、り災程度（家屋、人員）の証明

【問合せ先】防災課 計画担当 TEL5742-6695 / 各地域センター

## 災害で出た廃棄物の処理（手数料の減額・免除を受けられる場合があります。）

■廃棄物処理（ごみ）

●火災－9割減額（事業所は対象外）

●天災－要相談

※最新の情報は区のホームページをご確認ください。

※9月11日の大雨に関する場合は、下記問い合わせ先へお問合せください。

【問合せ先】品川区清掃事務所 TEL3490-7051

## 消毒について

水洗い等で大きな汚れを洗い流し、可能な限り乾燥させてください。

消毒をご希望の場合は、下記問合せ先へお問い合わせください。9月12日（金）以降に専門業者がお伺いします。

※訪問時間についてのご指定はできません。作業中は必ず立会をお願いします。

※消毒作業を実施する範囲については、専門業者の指示に従ってください。

【問合せ先】生活衛生課 電話 03-5742-9138（平日午前8時30分から午後5時まで）

## 税の減免措置等（税の減免等の制度があり、適用を受けられる場合があります。）

### ■所得税（国税）

#### （1）雑損控除

災害により資産に損害を受けた場合

#### （2）災害減免法による減免

災害で受けた住宅や家財の損害金額と災害にあった年の所得金額等が規定を満たす場合

【問合せ先】品川税務署 TEL3443-4171 / 荏原税務署 TEL3783-5371

### ■固定資産税・都市計画税（都税）

台風や集中豪雨等で甚大な被害を受け、課税された税金のうち納期限が到来していない税金を、被災の程度により減免する制度

【問合せ先】品川都税事務所 TEL3774-6666

### ■区民税・都民税（区税・都税）

①納付期限の延長 ②徴収の猶予 ③減免 ④翌年度の雑損控除

【問合せ先】税務課 TEL3777-1111

## 一時滞在（都営住宅）

火災により住宅が全焼した場合

使用期間：3か月以内（使用料は前払いが原則）

申し込み：被災した日から2週間以内（被災証明書、住民票が必要）

【問合せ先】東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL3498-8894

## 品川区勤労者共済会（会員のみ）

住宅に被害があった場合における給付金の支給（店舗・事務所は対象外）

【問合せ先】品川区勤労者共済会 TEL3787-3044

## 東京都社会福祉協議会 資金貸付制度（生活福祉資金）

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費

【問合せ先】品川区社会福祉協議会 TEL5718-7171

## 運転資金の相談

経営相談・融資あっ旋制度など

【問合せ先】地域産業振興課 TEL5498-6334

## 業者紹介

住まいの修繕・解体等をご希望の方に、区内の建設組合で構成される「品川区住宅センター協議会」を通じて、施工業者を1社紹介します。

【問合せ先】住宅課 住宅運営担当 TEL5742-6776

## 火災使用消火器薬剤詰替

火災の消火のために使用した消火器の薬剤の詰め替えを行います。ただし、薬剤補充が可能なものに限りです。

【問合せ先】防災課 防災設備係 TEL5742-7134